

上伊那圏域特別支援教育連携協議会 要項

平成28年	5月	20日	設定
平成28年	12月	14日	一部改正
平成29年	5月	26日	一部改正
平成29年	6月	30日	一部改正
平成30年	2月	2日	一部改正
平成30年	5月	10日	一部改正

1 この団体は、「上伊那圏域特別支援教育連携協議会」 略称「かみとくれん」とする。

2 目的

上伊那地域の発達障がい児等の児童生徒を総合的に支援するため、地域の組織や人材を活用した支援体制を構築するとともに、発達障がい児等の児童生徒に関する相談機能や研修の充実を図る。

- (1) 上伊那の特別支援教育コーディネーター（以下「特支コ」）を中心に、発達障がい児等の児童生徒等の地域の支援体制やネットワークを構築し、地域における支援力の向上を図る。
- (2) 特支コや特別支援学級担当者、通常学級担任等の発達障がい児等の児童生徒への支援のスキルアップにより、学校における支援力の向上を図る。
- (3) 上伊那地域の力量のある特支コを牽引役として、上伊那地域の教職員の支援力の向上を図る。
- (4) 発達障がい児等の児童生徒の支援にかかわる自校の課題を、自校及び中学校区で可能な限り改善できるように支援力の向上を図る。

3 活動

- (1) 上伊那圏域特別支援教育関係団体の調整・総括・情報発信
- (2) 上伊那圏域特別支援教育連携協議会（以下 かみとくれん）全体会の実施
- (3) 上伊那圏域連携サポート会議の実施
- (4) 各地区会及びサテライト会の企画・運営
- (5) 上伊那中・高・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等連絡会の実施
- (6) 院内学級連絡会他、通級指導教室連絡会等の実施
- (7) 外部関係団体との連携窓口及び調整
- (8) 「連携協議会運営委員会」の実施
- (9) なかよし作品展の企画・運営
- (10) その他

4 組織（組織編成図参照）

(1) 主催団体等

- | | | |
|---------------------|--------------------|--------------------|
| ① 郡小中学校校長会 | ② 郡高等学校校長会 | ③ 上伊那郡特別支援教育研究連盟 |
| ④ 上伊那教育会 特別支援教育委員会 | ⑤ 上伊那教育会 特別支援教育研究会 | ⑥ 北部教職員会特別支援教育委員会 |
| ⑦ 中部教職員会特別支援教育委員会 | ⑧ 南部教職員会特別支援教育委員会 | ⑨ 長野県教組上伊那支部障害児教育部 |
| ⑩ 南信教育事務所特別支援教育推進委員 | | |
- 医療・保健・福祉の代表者
- | | | |
|-------------------------|------------------|--------------------|
| ⑪ 上伊那圏域障がい者総合支援センターさくらあ | ⑫ 上伊那圏域地域自立支援協議会 | ⑬ 長野県こころの医療センター駒ヶ根 |
| ⑭ 町立辰野病院 | ⑮ 上伊那生協病院 | ⑯ 伊那中央病院 |
| ⑰ 滝小児科医院 | ⑱ 昭和伊南総合病院 | ⑲ 上伊那歯科医師会 |
| ⑳ (上伊那郡市保健師連絡協議会) | | |

(2) 役員

この連携協議会に以下の役員をおく。

会長	1名	副会長	1名	監事	1名
会計	3名	本会事務局	3名	地区事務局	3名
理事	教育関係者から若干名		医療・保健・福祉等の関係者から若干名		
医療代表理事	1名	医療関係の理事より1名選出			

(3) 会長・副会長

連携協議会会長は、伊那養護学校校長があたり、副会長には上伊那郡小中学校校長会の特別支援教育担当校長があたる。

(4) 監事

連携協議会監事は、南信教育事務所特別支援教育推進員があたる。

(5) 会計

連携協議会会計は、伊那養護学校の教頭及び郡特連会計係が行う。

(6) 本会事務局

伊那養護学校及び郡特別支援教育コーディネーター代表の学校に本会事務局をおく。
本会事務局の任命は会長が行う。

(7) 地区事務局

各地区代表特別支援教育コーディネーターを地区事務局とする。
地区事務局の任命は会長が行う。

(8) 理事

連携協議会理事には、特別支援教育諸団体の主たる職員および医療・保健・福祉の関係者をおく。
諸団体の理事役員については、それぞれの団体内で選出していく。

(9) 任期

役員任期は1カ年とする。ただし再任することができる。

(10) 会員

- ① 小・中学校・高等学校・大学・特別支援学校の教職員 ② 幼稚園・保育園の関係者
③ 市町村教育委員会担当者 ④ 医療・保健・福祉・労働の関係者
⑤ 南信教育事務所特別支援教育推進委員 ⑥ 上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ
他 この連携協議会の趣旨に賛同する個人または団体

5 運営

(1) 連携協議会には、全体会と地区会（計3地区）、サテライト会を置く。

各地区は次のように規定する。

北部地区： 辰野町 箕輪町 南箕輪村

中部地区： 伊那市

南部地区： 宮田村 駒ヶ根市 飯島町 中川村

各サテライトはLD等通級指導教室通学区（各地区）及び中学校区を基本単位とし、地域の実情・活動内容によって柔軟に編成していく。

(2) 地区ごとに代表を置く。

(3) 各サテライトリーダーには、地域の中核となるコーディネーター養成講座受講者、各市町村代表コーディネーター、通級指導教室担当者または、特別支援教育コーディネーターを置く。

(4) 連携協議会運営委員会を設置し、圏域の実態及びニーズを把握し各組織の活動が効率よく運営されるよう調整を行う。

(5) この連携協議会の経費は、各団体からの分担金・補助金等をこれにあてる。

(6) かみとくれん組織内で開催する研修会等におき講師派遣においては、相互に謝金を支払わないこととする。

(7) この連携協議会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

6 会合

(1) 全体会

① 5月最終金曜日に開催し、圏域の課題及び活動の方向性を確認しあう。

② 7月最終土曜日に「上伊那圏域連携サポート会議」を開催し、圏域の課題を教育現場以外の方々と共有しあったり、相互に学び合ったりすることで、圏域の支援力・連携力の向上を目指していく。

③ 会合の内容は、役員会で協議し決定する。

(2) 地区会

① 地区ごとの実情に応じて、回数や会場を決め会議を開催する。

② 各地区の代表者が地区会を開催し、会議通知は会長、副会長及び事務局担当に知らせる。

③ サテライトごとの反省を地区ごとまとめ、地区の課題と今後のあり方について連携協議会運営委員会に報告する。

(3) サテライト会

① サテライトごとの実情に応じて、回数や会場を決め会議を開催する。

② 関係団体と連携し、幅広い参加者とともに身近な課題の解決、地域連携の強化及び支援力の向上を目指した会議が行われるようにつとめる。

③ 関係団体と連携した会議を計画する際には、運営委員会で外部団体と日程調整した上で行き、過剰な負担にならないように配慮する。（特に広域をカバーする団体に対して）

④ サテライトごとの反省をまとめ、地区代表者に報告する。

(4) 症例検討会

① 基幹病院を主催とし、11月最終金曜日に実施する。

② 圏域のニーズにより実施内容を柔軟にしていこうとする。

7 その他

(1) 要項の変更は総会または理事会の決議によって行う。

(2) この要項は平成28年5月20日より実施する。